

久米島町太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則

令和3年5月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、久米島町太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例(令和3年条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第2条第1項の屋根等使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、公有財産使用許可申請書(様式第1号)を町長(当該公共施設が地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条第2号に規定する教育財産である場合にあつては、教育委員会。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間の開始の日前1月の日までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 町長は、第1項の申請書を審査し、屋根等の使用を適当と認めるときは、公有財産使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(公有財産使用許可の変更)

第3条 条例第13条の規定による変更の許可の申請は、公有財産使用許可書の記載事項を変更しようとする場合において、当該申請は、公有財産使用変更許可申請書(様式第3号)に公有財産使用許可書の写し及び変更の内容を明らかにする書類を添えて町長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第13条の規定による変更の届出は、公有財産使用許可書の記載事項の変更であつて、使用料又は太陽光発電設備若しくは附属物件の構造若しくは配線に影響を及ぼすおそれのないものをしようとする場合に行うものとする。この場合において、当該届出は、あらかじめ町長にその旨の書面を提出することにより行わなければならない。

3 町長は、第1項の申請書を審査し、公有財産使用許可に係る事項の変更を適当と認めるときは、公有財産使用変更許可書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(使用中止の届出)

第4条 条例第14条の規定による使用中止の届出は、公有財産使用中止届(様式第5号)に、公有財産使用許可書の写し(前条第3項の規定により公有財産使用変更許可書の交付を受けた場合にあつては、公有財産使用許可書の写し及び公有財産使用変更許可書の写し)を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の届けは、使用中止する日前1月の日までに提出しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。